

意見書の要旨

東京都市計画地区計画経堂駅東地区地区計画の変更に係る都市計画の案を、平成29年12月1日から平成29年12月15日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、同2週間意見書の受付を行ったところ、6通(7名)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画地区計画経堂駅東地区地区計画	<p>1 地区計画に関する意見</p> <p>(1) 住民から要望していない地区計画を、形だけ説明して手続きさえ踏めばよいとばかりに進めていくのは問題である。</p> <p>(2) 世田谷区は地区計画を3月に決定するスケジュールを組んでいる。最初から結論ありきで手続きさえ踏めばよいと考えているのではないか。</p> <p>(3) 道路を作る前に用途変更の地区計画を作って高層ビルを作ることはやめて、沿道周辺の閑静な住宅を守り育てることを目標の一つとし、地区幹線道路沿道にふさわしい街並み形成をめざすために時間をかけて考え直してほしい。</p> <p>(4) 建物の高層化(高さ制限の引き上げ)は、「沿道」及び経堂の街を“住みにくい”大都市に一変させてしまうことは明らかで、絶対に認められない。</p>	<p>(1)～(3) 補助52号線は、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおいて、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路として「特定整備路線」に位置づけられています。また、補助52号線沿道の街づくりにつきましては、世田谷区都市整備方針において、「補助52号線の整備にあわせ、沿道の不燃化や土地利用、周辺の住環境との調和など、沿道の街づくりを検討する。」としており、街づくりを優先的に進めるアクションエリアに位置づけております。</p> <p>区では、このような位置づけを踏まえ、平成26年より、9回にわたる街づくり懇談会の開催、アンケートの実施、街づくりニュース等の配布を通じて、地区の皆様と意見交換を重ねてまいりました。区としましては、地区の皆様のご意見を踏まえた上で、「補助52号線の整備にあわせて、地区幹線道路の沿道にふさわしい、防災性が高く、緑豊かで良好な街づくりを進める。」ために、本地区計画案を取りまとめたものでございます。</p> <p>(4) 補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画案は、目標に「住宅を主体としつつ店舗や事務所などが適切に立地した、防災性が高く、緑豊かで周辺の住環境と調和した良好な街づくりを進める。」としております。経堂駅東</p>

(5) 128号線とつなげて52号線沿道計画の開発計画を経堂地区に連動させるとのこと。住民全体に何の説明もなく変更するとはどういうことか。住民無視の計画には断固反対である。

(6) 区役所周辺地区、豪徳寺駅周辺地区、経堂駅東地区、経堂駅周辺地区などの地区計画、高度地区、地区街づくり計画案は一括説明でなく、それぞれ地域毎での説明会を開催し意見のくみ上げを求める。

2 その他の意見

(1) 用途地域の変更で住みにくい大都市に一変させる計画は認められない。

地区地区計画につきましては、地区の一部が事業中の補助52号線沿道の区域となるため、区域の変更を行うもので、地区内のその他の区域においては、地区計画の内容を変更するものではありません。

(5) 補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区地区計画案は、東京都が事業を実施している補助52号線の沿道の区域を対象として、皆様と意見交換を重ねながら検討を行ってきたものです。

経堂駅東地区地区計画につきましては、地区の一部が事業中の補助52号線沿道の区域となるため、区域の変更を行うもので、地区内のその他の区域においては、地区計画の内容を変更するものではありません。

なお、区域の変更により、地区計画等による制限が変更となる方々へは、懇談会での説明及び街づくりニュースを通じた周知を行いながら進めてまいりました。

(6) 本計画案は、東京都が事業を実施している補助52号線の沿道の区域を一体的な地区として、皆様と意見交換を重ねながら検討を行ってきたものです。このことから、説明会等につきましても、一つの地区として開催しております。

(1) 区としましては、「補助52号線の整備にあわせて、地区幹線道路の沿道にふさわしい、防災性が高く、緑豊かで周辺の住環境と調和した良好な街づくりを進める。」ためには、地区計画による独自のきめ細かなルールの導入とあわせて、用途地域の変更が必要であると考えてお

(2) 補助128号建設予定地区に住んでいるが、交通量が大幅に増えて、排気ガスの臭いが強くなり、住環境が非常に悪くなった。部分的に整備された道路は行き止まりや、狭い道につながり渋滞を生む。あふれた車は、周辺の細い生活道路に入り込み、危険である。人口は減っていくので新しい道路は不要であり、補助52号線及び補助128号線の建設に反対である。

(3) 補助52号建設に対する区の姿勢に、大きな疑問を感じる。区は、住民の意見に耳を傾け、住民の立場に寄り添い、東京都の強硬姿勢の盾になっていただきたい。道路建設ありきの街づくりは本末転倒である。救急車が入れないような道は住民と相談した上で区画整理するので十分ではないか。

(4) 環境を壊してはいけない。生活道路は充分足りており、これ以上道路を作る必要は無い。

(5) 補助52号線沿道周辺の閑静な住宅街を守り育てるという目標の実現のために、補助52号線全線の立体交差化を要求する。豪徳寺、経堂、船橋の既存商店街通過部分は地下化を要求する。

(6) 都市計画審議会は機能しているのか。一度の会に多くの案件が提出され、事務局からの説明に大半の時間が費やされ、委員による質疑・討論の時間はあまりにも短い。委員からの発言も少ない。本件については関係地域住民の日常生活に重大な影響を及ぼすものであるから、会長はじめ委員の皆様は現場を直接見、地区住民の声を聴くべきだと思う。

ります。

(2)～(5)区では、平成26年より、9回にわたる街づくり懇談会において、道路の整備に関する疑問にも応えるべく、街づくりアドバイザーとして専門家にご参加いただき、皆様の声を東京都に伝えながら、検討を進めてまいりました。

今回のご意見の内容につきましても、補助52号線及び補助128号線の事業者である東京都にお伝えしてまいります。

(6) 都市計画審議会の開催に際しては、審議会委員の方々へ事前資料をお送りし、案件内容のご理解を深めていただくとともに、審議会当日においても、その理解に齟齬がないよう、丁寧に説明しております。

なお、都市計画法に基づき、都市の将来の姿を決定する都市計画に対して、行政機関だけで判断するのではなく、学識

経験者や区議会議員、関係行政機関職員や区民で構成する、区長の附属機関である都市計画審議会の調査審議を経て決定することとしております。